

新型インフルエンザ（A/H1N1）に関する教育委員会の対応について

1 教育委員会の対応の基本的考え方

政府の「基本的対処方針」を踏まえ、市長を本部長とする「横浜市新型インフルエンザ対策本部」において協議、決定された方針に基づき対応

2 現在の感染拡大防止等の取組状況

(1) 教育委員会の体制

横浜市では、メキシコ及び米国等で発生した新型インフルエンザに関し、平成 21 年 4 月 28 日（火）午前 9 時、市長を本部長とする「横浜市新型インフルエンザ対策本部」を設置

教育委員会では、同日、市対策本部設置に先立ち、午前 8 時 30 分、教育長を本部長とする「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部」を設置し、以降、情報収集、対応協議等を行い、24 時間連絡体制により対応中

(2) 児童・生徒の感染拡大防止策

ア 健康観察の徹底

各家庭が毎日、登校前に体温を測り、健康観察票を学級担任へ提出

イ 児童・生徒の予防策の実施

午前、午後各 1 回ずつの、うがい、せっけん等を用いた丁寧な手洗いの励行及び咳エチケットの指導

ウ 発熱相談センターへの案内

児童生徒に発熱等の症状が見られた場合、発熱相談センターに相談することを保護者に対して勧奨

(3) 児童生徒・教職員の発熱状況調査の実施

ア 38℃以上の発熱者で、蔓えん国から帰国した 7 日以内の者及び国内で感染が確認された地域に滞在したことがある者の場合、学校は教育委員会、区福祉保健センターへ連絡

イ 渡航・滞在状況を問わず、38℃以上の発熱者が集団発生した場合、学校は教育委員会へ連絡

3 教育委員会の主な対応経過等

■・・・市の対応

●・・・教育委員会の対応

2月27日（金）

- ・全校に児童生徒・教職員用マスクを100枚ずつ配付
（51,500枚：学校にいる際、急に咳などの症状が見られた場合などに着用）
- ・事務局職員用マスク（N95）を120枚購入

4月27日（月）

■第1回「横浜市新型インフルエンザ対策推進会議」開催

- 「教育委員会事務局豚インフルエンザ対策本部」を設置（本部長：教育次長）
第1回会議開催
- ・豚インフルエンザへの対応について通知
（学校で児童生徒や保護者が発症地域から帰国したとの情報を入手した場合は、教育委員会へ一報するよう指示）

4月28日（火）

- 「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部」を設置（本部長：教育長）
第1回会議開催

■第1回「横浜市新型インフルエンザ対策本部会議」開催

《横浜市の対応方針》

- 1 あらゆる手段を用いてメキシコ等における状況、WHO、CDC（米国疾病予防管理センター）等からの情報収集に最大限努めること。
- 2 国、県と連携をしてあらゆる水際対策を講じること。
- 3 市民や横浜を訪れる方々に対する不安解消を図るための相談体制や予防対策の呼びかけを強化すること。
- 4 万一、国内又は市内で患者が発生した場合に備え、発熱相談センター・発熱外来の早期設置など医療機関の受入体制を十分に確保すること。

●第2回「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部会議」開催

- ・フェーズが3から4に引き上げられたことに伴い、関係資料を学校長へ送付（相談窓口一覧、児童生徒向けチラシ、Q&A）
- ・保護者、児童生徒への啓発、校内体制づくりのため、対応マニュアル（概要版）を送付（全市一斉臨時休業は、フェーズ4B（県内・八都県市）の段階でありうること。臨時休業は、市教委の指示により行うことを通知）

4月30日(木)

●第3回「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部会議」開催

- ・フェーズ5への引き上げに伴い、児童生徒、教職員の発熱状況調査の実施を通知
(海外から帰国した児童生徒及び教職員で38度以上の発熱者、海外帰国者で38度未満の欠席者などを対象)

5月1日(金)

修学旅行でカナダを訪れていた市内高校の男子生徒による新型インフルエンザ感染の疑い例が発生

・カナダ・バンクーバー市高校生受け入れの延期を決定

横浜開港150周年記念事業として、カナダ・バンクーバー市高校生の市立高校への訪問受け入れを予定していましたが、両国高校生の健康と安全を最優先し、延期(10月実施予定で調整中)

①当初の実施予定期間

平成21年5月7日(木)～平成21年5月18日(月)(12日間)

②主な実施予定内容

バンクーバー市高校生25名が、市立高校生徒宅にホームステイし、市立高校で授業参加、国際学生会議(5月8日(金)於:横浜サイエンスフロンティア高校)などの交流を予定

- ・蔓えん国から帰国した児童生徒の対応等について通知(蔓えん国から帰国した場合、帰国後10日間は自宅待機。引き続き、手洗い・うがいの励行等の指導、緊急時の保護者への連絡体制の構築を通知)

●「第4回教育委員会事務局新型インフルエンザ対策本部会議」を開催

■第2回「横浜市新型インフルエンザ対策本部会議」開催

- ・市内で発生した疑い例の状況報告、市長メッセージ・今後の対応

政府が「基本的対処方針」を決定(新型インフルエンザ対策本部)

◎国内で患者が発生した場合、患者や濃厚接触者が活動した地域等における感染拡大防止策

- ・不要不急の外出自粛の要請
- ・集会、スポーツ大会等の開催自粛の要請
- ・必要に応じ、学校・保育施設等の臨時休業の要請 他

夕方、当該疑い例が陰性であったことが明らかになる。

●「第5回教育委員会事務局新型インフルエンザ対策会議」を開催

5月11日(月)

■ 第3回「横浜市新型インフルエンザ対策本部」開催

- ・感染予防策の充実強化、迅速な検査体制や受入医療体制の強化など10項目の取組を決定。学校関係については、児童・生徒への予防策の指導強化として、全市立学校において、検温による児童・生徒の健康観察の徹底と午前・午後の手洗い、うがい等の予防策を実施

● 第6回「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部会議」開催

5月15日(金)

- ・ 蔓えん国から帰国した場合の自宅待機の取扱いに関する変更を通知(10→7日間)

5月19日(火)

- ・ 修学旅行等の実施における注意事項を通知(各自マスク、体温計を持参。うがい、手洗いの励行、人混みなどでのマスクの着用、朝の検温等)

5月20日(水)

- ・ 発熱状況調査の取扱いについて一部変更を通知(神戸、大阪の高校生を中心に感染事例が確認されたことから、対象を38℃以上の発熱者に限る一方で、蔓えん国から帰国した7日以内の者及び国内で感染が確認された地域に滞在したことのある者を対象に調査を実施。また、渡航・滞在状況を問わず、38℃以上の発熱者が集団発生した場合、学校は教育委員会へ連絡)

5月21日(木)

■ 第4回「横浜市新型インフルエンザ対策本部」開催

東京・川崎市における発生状況、今後の取組

● 第7回「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部会議」開催

5月29日(金)

- ・ 海外からの帰国児童生徒の自宅待機の取扱い等を通知(患者又は濃厚接触者と判断されない限り、通常の教育活動が可能)

5月22日(金)

政府が、新たな基本的対処方針を決定(新型インフルエンザ対策本部)

- ・外出の自粛要請を行わない。ただし、外出に当たっては、人混みをなるべく避ける等呼びかけ
- ・集会、スポーツ大会等を一律に自粛要請は行わない。ただし、主催者に必要性の再検討や感染機会を減らす検討を要請

・学校、保育施設等

(感染の初期、少数の患者発生で感染拡大に努めるべき地域)

発生した患者が、学校・保育施設等に通う児童・生徒等である場合、また、発生した患者が児童・生徒等以外であっても、二次感染が生じ、さらに感染拡大のおそれがある場合、市町村の一部又は全部、場合によっては都道府県での臨時休業を要請

(急速な患者の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域)

患者が多く発生した学校等については、設置者等の判断で臨時休業(季節性インフルエンザと同様)

●第8回「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部会議」開催

●第9回「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部会議」開催

- ・学校における新型インフルエンザ対応マニュアル(概要版)の取扱に関して通知(臨時休業が、フェーズ4B(県内・八都県市)の段階でありうることにに関して、教育委員会からの通知により弾力的に運用すること)

・修学旅行についての方針を決定

1 「基本的対処方針」や文部科学省の見解などを踏まえ実施

「国内の修学旅行等についても、臨時休業等の措置を講じている学校を除き、自粛を求める状況ではないと認識している」(平成21年5月22日文部科学省事務連絡)

※教育委員会では、文部科学省の見解が示される従前は、旅行の行き先が大阪や兵庫の学校について、宿泊先及び見学地の変更を指導

2 参加児童・生徒は、マスクと体温計を持参し、旅行先でのうがい・手洗いの励行、人混みでのマスクの着用、毎朝の検温を実施

3 実施後の健康に関わる指導を徹底

・マスク等の配付

マスクについては、不足分については、あらかじめ教育委員会で備蓄していたマスク10,000枚のうち、2,300枚を学校へ配付。体温計を各学校へ2本ずつ配付

・学校の休業について

- ①学校の臨時休業を行う場合は、教育委員会から学校へ指示を行い実施
- ②市立学校で発症が確認された場合は、感染の初期においては、発生した学校を臨時休業にするほか、感染の拡大を防ぐ観点から、必要に応じて休業の範囲を拡大。今後も、国の基本的対処方針を踏まえ、関係部局と協議し、慎重に判断の上、状況に応じて柔軟に対応

6月6日（土）

17時10分、横浜市内で、本市在住の男性（27歳）による感染者の発生

■第5回「横浜市新型インフルエンザ対策本部会議」開催

《横浜市の対応方針》

- 1 新型インフルエンザの発生を受け、国や県、近隣都市とも連携しながら、更なる感染拡大の防止に全力を尽くしていくこと。
- 2 今回の感染者の行動範囲が限定されていることから、直ちに感染が拡大するおそれが極めて少ないと考えられ、本市としては、学校、保育施設等の休業は行わないこと。また、各種イベント・行事等の自粛要請についても、同様に行わないこと。
- 3 今後の感染拡大の状況を踏まえ、必要な場合は、あらためて対策を講じていくこと。

●第10回「教育委員会事務局新型インフルエンザ緊急対策本部会議」開催

《教育委員会の対応》

- 1 学校を休業としないことを含む本市の対応方針について、全校長に電話連絡網により教育委員会から伝達
- 2 市教育委員会ホームページに、横浜市ホームページに同日、掲載された本市の対応方針へのリンクを設定

6月8日（月）

- ・市内で感染者の確認されたこと、福岡市立小中学校における感染状況等を踏まえ、毎日の検温の継続、うがい、手洗いの引き続きの励行を通知

4 連絡体制

- (1) 休日、夜間に教育委員会から学校長へ指示を行う必要がある場合は、学校長の携帯電話などに連絡。また、市教育委員会ホームページを活用して周知
- (2) 各学校から保護者への緊急連絡にあたっては、電話や電子メールを活用した連絡体制を各学校で構築

5 今後の対応

今後の推移を踏まえつつ対策を強化

(1) 「学校における新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定

各学校において、新型インフルエンザに対し、円滑かつ適切に対応し、児童生徒の健康・安全が守れるよう学校用マニュアルを策定予定

(2) 学校用マスクの備蓄の増強

ア 緊急配付用 6月から7月にかけて全校に100枚ずつ配付予定

イ 秋冬対策用 9月末までに全校に100枚ずつ配付予定

(3) 来校者用などのアルコール消毒剤の配付

全校に消毒剤1本ずつを配付予定

(4) 校内における啓発強化の推進

各学校の学校保健委員会（教職員、児童生徒、学校医、PTA等で構成）による啓発強化

(5) 教室掲示用啓発ポスターを印刷・配付

各教室に掲示する啓発ポスターを印刷し、配付

(6) 保護者への啓発活動の強化

保健だよりによる保護者への一層の啓発強化や外国籍保護者向けの新型インフルエンザの電話相談案内の配付など

(7) 休校となった場合の子どもの具体的学習支援策の検討

休校が長期になった場合を想定し、学習の遅れが生じないように、在宅児童生徒への学習支援のための具体策を各学校へ提示

(8) 感染者が発生した他都市などの対応を調査研究

神戸市、大阪市（マスク、消毒液等の備蓄状況、学校医との連携、家庭学習の内容、休校中の児童生徒の健康観察手法等）

[平成21年5月11日決定]

第3回新型インフルエンザ対策本部会議で決定した10項目

区分	項 目	説 明
1	発熱相談センターの体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・平日、休日24時間対応と体制の増強 ・区の夜間・休日の電話転送を検討
2	発熱外来の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・国内患者発生時に、9か所の即時開設 ・増設の検討
3	市衛生研究所の検査体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査機器(2台目)の調達 ・検査関連機材の増強
4	検体の輸送体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、衛生研究所、市民病院による輸送体制の確保 ・消防本部の緊急車両による輸送(緊急時)
5	タミフル又はリレンザの備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自備蓄分(5,500人分)の増量の国への働きかけ ・市民向け備蓄の前倒しを国と県に要請
6	感染予防用マスク・消毒用アルコールの購入	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク(60万枚)、消毒用アルコール(6000ℓ)を緊急購入 ・マスクの現段階の必要量については、各区部で調達し、今後の感染拡大に備え、必要となる分は市本部で調達を検討
7	庁舎内における感染防止対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・国内患者発生時、庁舎入口でマスクの配布や消毒用アルコールを設置 ・サーモグラフィーの導入を検討
8	市民への予防策の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる広報手段を使って、手洗い、うがい、マスク着用を呼びかけ 例) 市内公共施設にポスター掲示 新聞、地域広報誌、チラシ全戸配布など 市外からの来浜者への相談先に関する広報 外国語にも対応 社会的弱者対応(点字)も実施
9	事業者への感染予防に向けた協力の要請	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所など様々な経済団体を通じ、市内事業者に対して、感染予防に向けた広報を依頼 ・観光事業者(ホテル等)への周知 ・事業所自らの感染防止の徹底を要請
10	児童・生徒への予防策の指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校(513校)において、児童・生徒の健康観察を徹底するとともに、手洗い、うがい等の予防策を実施するよう指導